

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会運営要綱

平成26年 4月11日
改正 平成29年 7月 7日
改正 平成29年 9月27日

(目的)

第1条 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（以下「委員会」という。）は、普天間飛行場代替施設建設事業を円滑にかつ適正に行うため、環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性・客観性を確保するため、科学的・専門的助言を行うことを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について、指導・助言等を行う。

- (1) 事後調査等の計画策定、結果の評価に関すること。
- (2) 環境保全措置に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者のうちから、沖縄防衛局長が委嘱した委員で構成するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、事後調査及び環境監視調査終了までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。
3. 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、運営する。

2. 委員長は、委員会の会議を招集するときは、あらかじめ開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に通知するものとする。
3. 委員長は、必要に応じ委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 委員長は、委員会の会議を招集せずとも第2条の業務に何らの支障をおよぼすおそれがなく、かつ、委員を適当な時期に招集することが著しく困難な場合に限り、委員会の会議の招集に代えて、委員への持ち回り方式により委員会を運営することができる。

(委員の追加)

第7条 委員長又は委員会事務局から推薦があり、委員会の合意が得られた場合、委員となることができる。

(委員の辞任)

第8条 委員は、やむを得ない事由がある場合、辞任することができる。なお、辞任する者は、委員会事務局に連絡しなければならない。

(委員の解任)

第9条 委員が、委員会の目的に反する行為を行った場合、当該委員以外の委員の合意により当該委員を解任することができる。

(事務局)

第10条 委員会事務局を沖縄防衛局調達部調達計画課に置き、委員会の庶務を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

付則

この要綱は、平成26年 4月11日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年 7月 7日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年 9月27日から施行する。